

人給第4373号
21. 3. 31
防人計第15282号
27. 9. 30
一部改正 防人給第7507号
30. 5. 8

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

人事教育局長

併任等に係る手当の支給等について（通知）

標記について、下記のとおり定められ、平成21年4月1日から実施することとされたので通知する。

記

自衛官以外の隊員が併任となる場合又は自衛官が兼補を命ぜられた場合若しくは臨時勤務、配置指定その他個別命令により他の業務に従事する場合（以下「併任等」という。）であって併任等している業務に専ら従事している実態が認められるときのこれらの隊員に係る本府省業務調整手当、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当の支給並びに給与簿の取扱いについては、一般職の国家公務員の併任に係る手当の支給等の例による。なお、自衛官が個別命令により他の業務に専ら従事する場合にあつては、当該自衛官の補職権者（隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号）第2条第3項に規定する補職権者をいう。）の了解を得るものとする。